

# 児童手当制度、子ども・子育て支援新制度 の概要等について

令和4年11月

内閣府子ども・子育て本部

# 児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで(15歳に到達後の最初の年度末まで)の児童(住基登録者：外国人含む) ※対象児童1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>
手当月額 (一人当たり)	<p>0～3歳未満 一律15,000円</p> <p>3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</p> <p>中学生 一律10,000円</p> <p>所得制限限度額以上 一律5,000円(特例給付)</p> <p>※所得制限限度額(年収ベース) 960万円(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合)</p> <p>〔令和4年10月支給分から特例給付の所得上限額を創設(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円相当)〕</p>		
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)		
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
給付総額	令和4年度予算：1兆9,988億円 〔国負担分：1兆951億円、地方負担分：5,476億円〕 〔事業主負担分：1,637億円、公務員分：1,925億円〕		

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

## 国主体

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

#### 施設等利用費

施設型給付を受けない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

#### 認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

### 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業  
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

### 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ・企業主導型保育事業  
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業  
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

現物給付

現金給付

### 児童手当等 交付金

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付

0～3歳未満 15,000円  
3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円  
中学校 10,000円  
所得制限限度額（960万円）～所得上限額（1,200万円） 5,000円（特例給付）

# マイナンバーを通じた情報連携について

- マイナンバーを通じた所得情報等の情報連携については、番号利用法（※）等において、制度ごとに対象となる事務と連携が可能な情報が規定されている。
- 児童手当制度及び子ども・子育て支援新制度におけるマイナンバーを通じた情報連携については、番号利用法に基づき、以下のとおり実施が可能となっている。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

## 児童手当制度

- 児童手当法に基づく児童手当の支給対象者の認定等の事務に関して、市区町村は、情報連携により、以下の情報の取得が可能となっている。
  - (1) 地方税関係情報
  - (2) 住民票関係情報
  - (3) 公的給付支給等口座登録簿関係情報
  - (4) 年金給付関係情報

## 子ども・子育て支援新制度

- 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給等（※）の事務に関して、市区町村は、情報連携により、以下の情報の取得が可能となっている。
  - (1) 地方税関係情報
  - (2) 住民票関係情報
  - (3) 公的給付支給等口座登録簿関係情報
  - (4) 障害基礎年金支給関係情報
  - (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
  - (6) 生活保護関係情報
  - (7) 障害児通所支援関係情報、障害児入所支援関係情報、障害者自立支援給付関係情報、障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報
  - (8) 児童扶養手当関係情報

※ 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施